

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起と同日の翌日)

法律(昭和四十一年法律第二百一十六号)第六条第四項の規定により、次の  
とおり告示する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 縦覽に供する書類

三谷入会林野整備計画書の写し

二 縦覽に供する期間

昭和五十三年十月十二日から三十日間

三 縦覽に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

## 鳥取県告示第八百六十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第八百六十七号

日野郡日野町三谷七〇番地三谷入会林野整備組合長景山享弘から申請のあつた三谷入会林野整備計画については、昭和五十三年九月二十八日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する

一 保安林の所在場所  
日野郡江府町大字御机字鳥ヶ山(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字鏡ヶ成七〇九の三、七〇九の五一(以上二筆国有林)、西伯郡岸本町大字丸山字楨ヶ原(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字小原一八〇

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。  
昭和五十三年十月十一日

八、一八〇九、字山王一八一〇、一八一二、字大中島一八一三、一八一  
四、字釜ヶ谷一八〇七の一、一八〇七の二(以上八筆国有林。次の図に示  
す部分に限る。)、大山町大字大山字大山、字大平奥、大字豊房字草谷、  
大字赤松字上横原(以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。)

## 二 指定の目的

公衆の保健

## 三 指定施業要件

### 1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐としての伐採を禁止する。

日野郡江府町大字御机字鳥ヶ山、西伯郡大山町大山字大山(

以上二字について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林

(2) その他の森林についての、主伐としての伐採は、択伐による。

(3) 主伐として伐採ができる立木は、米子地域森林計画で  
定める標準伐期齢以上のものとする。

### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を  
鳥取県農林部造林課、江府町役場、岸本町役場及び大山町役場に備え置いて  
縦覧に供する。)

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
日野郡日野町舟場字古峰東一〇二二の五

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

## 三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

## 鳥取県告示第八百七十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法  
昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字柄谷原二の三〇(次の図に示す部分に限る。)

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役  
場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第八百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

## 鳥取県告示第八百七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字上ミ川東山一二五四の一、一二五五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第八百七十三号

鳥獣保護区を廃止したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止した鳥獣保護区の名称	廢 止 年 月 日
郡家鳥獣保護区	昭和五十三年十月六日
鉢伏山鳥獣保護区	"

八橋鳥獣保護区	"

## 鳥取県告示第八百七十四号

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二四三（次の図に示す部分に限る。）

昭和五十三年九月十三日付けで関金町から申請のあつた今西地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十

## 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四年法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月十二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

関金町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第八百七十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立皆成学園 倉吉市余戸谷町字宮の平三、五六四の二」を「鳥取県立皆成学園 倉吉市みどり町三、五六四の二」に改める。

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第三十八号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年十月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

- 一 聽聞の期日及び場所

昭和五十三年十月十九日午前十一時三十分から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

- 二 聽聞当事者の住所及び氏名

倉吉市福庭字中井田四七七の二 坂本美智子